

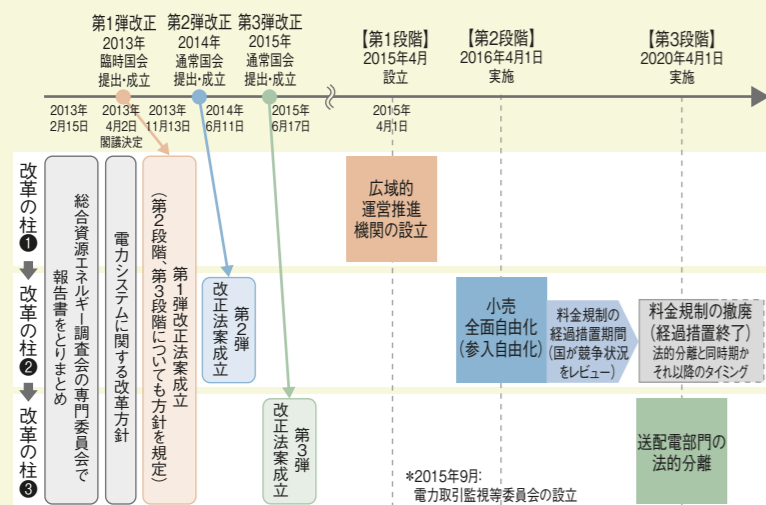


もっと知りたい

# 電力自由化FAQ

## Q1 電力システム改革の経緯と目的は？

日本では、1995年以降、発電部門において競争原理を導入するとともに、2000年以降、小売部門の自由化範囲を段階的に拡大するなどの制度改革を行ってきた。2013年4月には「電力システムに関する改革方針」が閣議決定されるとともに、「制度設計ワーキンググループ」での検討を踏まえて3段階にわたって電気事業法が改正されており、2016年4月からは第2弾の改正電気事業法に基づき、一般家庭向けの電気の小売業への新規参入が可能になる。これら電力システム改革によって、①これまで一般電気事業者（関西電力など）が独占的に供給していた一般家庭等においても電力会社や電源を選べるようにするとともに、②事業者の競争を促進して電気料金を抑制することや、③電気が足りない地域へ不足分を柔軟に供給できる体制を整えることなどをめざしている。



資源エネルギー庁の資料をもとに編集室作成

自由化の範囲	自由化の時期	自由化部門 電力量	規制部門 電力量
大規模工場・百貨店など(契約電力2000kW以上)	2000年	26%	74%
中規模工場・ビルなど(契約電力500kW以上)	2004年	40%	60%
小規模工場・ビルなど(契約電力50kW以上)	2005年	62%	38%
家庭・商店など(契約電力50kW以下)	2016年	100%	

電力システム改革小委員会の資料をもとに編集室作成

## Q2 小売全面自由化後の電気事業の形や役割は？

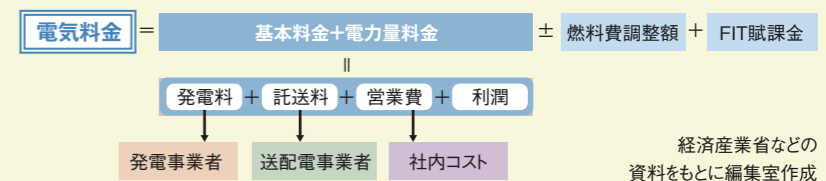
部分自由化時	小売全面自由化後
<b>既存電力会社 (一般電気事業者)</b> ・「一般の需要」への供給を行う ・家庭などの規制部門への供給は、供給義務・地域独占・料金規制(総括原価方式による認可制)	<b>3事業を兼業</b> 発電事業   送配電事業   小売電気事業
<b>新電力 (特定規模電気事業者)</b> ・自由化された大口需要(「特定規模需要」)への供給を行う	発電事業     小売電気事業
<b>電源開発、日本原電、製鉄・製紙メーカー等</b> ・一般電気事業者・特定規模電気事業者への供給を行う	発電事業
	<b>【届出制】</b> イコールフットイング(公平な競争条件の確保)のため一律の規制
	<b>【許可制】</b> ・公的インフラたる送配電網を運営 ・地域独占・料金規制(総括原価方式による認可制)
	<b>【登録制】</b> ・「一般の需要」(全需要家)に自由に供給 ・供給力確保義務 ・イコールフットイングのため一律の規制

資源エネルギー庁の資料をもとに編集室作成

これまで、関西電力などによる「一般電気事業」や新規参入者による「特定規模電気事業」など、電気の供給先に応じた区分だったが、小売全面自由化後は「発電事業」「送配電事業」「小売電気事業」という新たな事業類型ごとに区分され、それぞれ必要な規制が課される。「発電事業者」は他社との契約や自社の小売部門の要請に基づいて燃料確保と確実な発電を行い、「送配電事業者」は系統運用者として最終的な需給調整や送配電網の建設・保守などを行い、「小売電気事業者」は自らの顧客のため必要な供給能力を確保のうえ電気を供給する役割を担う。

## Q3 電気料金はどうか決まる？

電気料金は、基本料金、電力量料金、燃料費調整額および再生可能エネルギー発電促進賦課金(FIT賦課金)で構成されている。このうち基本料金と電力量料金の単価は燃料費や購入電力費といった電気をつくるためにかかる発電料、送配電網を使って電気を届けるためにかかる託送料、人件費といった営業費、利潤、という4つで構成されている。



経済産業省などの資料をもとに編集室作成

## Q4 託送料金とは？

発電所から消費者に電気を届ける際に小売電気事業者が利用する送配電網の使用料金のことであり、送配電設備の建設費用や保守費用等の総括原価方式で決まる。



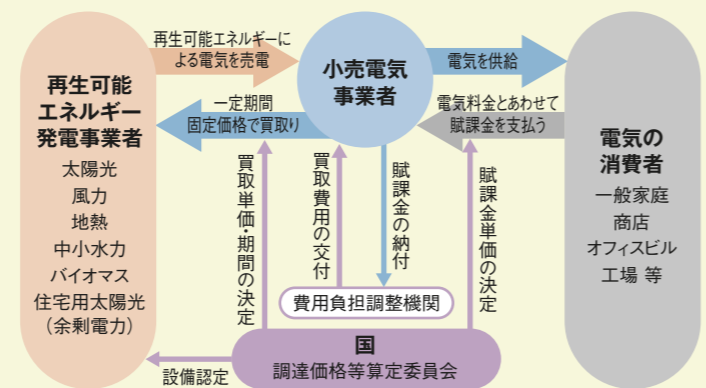


もっと知りたい

# 電力自由化FAQ

## Q5 FIT 賦課金とは？

**正**式名称は再生可能エネルギー発電促進賦課金。再生可能エネルギー固定価格買取制度 (FIT) は、再生可能エネルギー (太陽光・風力・地熱・中小水力・バイオマスなど) で発電した電気を、電力会社等が一定期間・固定価格で買い取ることを国が約束する制度。小売電気事業者が買い取る費用を、電気の利用者全員から賦課金という形で集め、今はまだコストの高い再生可能エネルギーの導入を支えている。



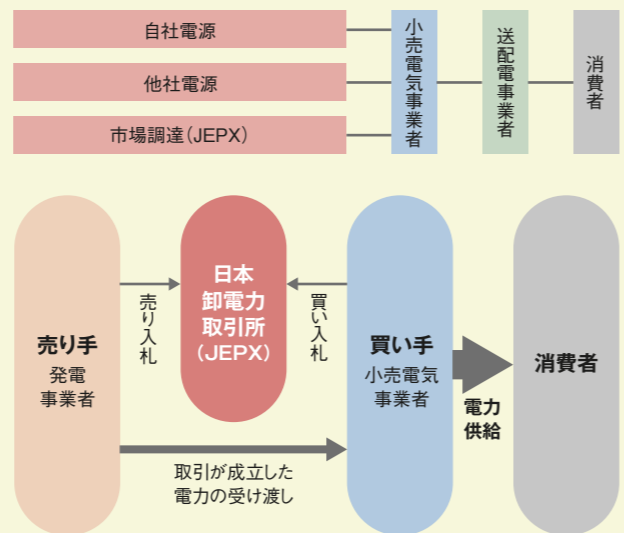
経済産業省 資源エネルギー庁の資料をもとに編集室作成

## Q6 電力自由化によって電気料金は高くなる？

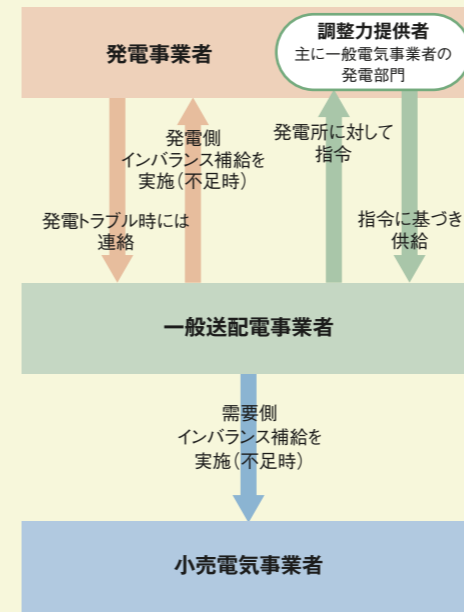
**自**由化後は各小売電気事業者において自由な料金メニューの設定が可能になる。競争が不十分ななかで電気料金の自由化を実施すると、結果として電気料金の引き上げが生じてしまうおそれもある。このようなリスクから消費者を保護するための経過的な措置として、競争が十分に進展するまでの間 (少なくとも2020年3月まで) は、元の一般電気事業者 (関西電力など) の小売部門に規制料金が残る。また離島の消費者には、一般送配電事業者が「離島供給約款」に基づいて電気を供給することが義務づけられており、離島だけ電気料金が高くなることはない。なお、こうした料金水準を維持するための費用 (ユニバーサルサービス料) は、託送料金を通じて広く負担されている。

## Q7 小売電気事業者はどうやって電気を調達する？

**電**気の調達方法としては、①自ら発電所を運転する、②契約している他社の発電所から購入する、③卸電力市場 (日本卸電力取引所=JEPX) から購入する、などがあり、小売電気事業者は必ずしも発電所を持たなくても電気の小売市場に参入することができる。



経済産業省などの資料をもとに編集室作成



経済産業省の資料をもとに編集室作成

## Q8 新規参入した小売電気事業者が十分な電気を仕入れることができない場合は停電する？

**小**売電気事業者が販売する量に応じた電力を調達できていない場合でも、一般送配電事業者 (関西電力など) が不足分の補給を行い、電力系統全体で需給バランスを維持するため、十分な電力を調達できていないことをもって消費者に対する電力供給が停止されることはない。しかし、計画していた発電量に不足が生じた場合や、太陽光など極端に発電量が増加した場合などには、一般送配電事業者に対して、インバランス料金を支払う必要が出てくる。

## Q9 スマートメーターって何？どんなメリットがある？

**ス**マートメーターとは、通信機能を有し、遠隔での検針等を可能にする新しい電力量計のこと。スマートメーターの導入により、詳細な電気使用状況が「見える化」されるとともに、自らのライフスタイルに応じた適切な料金メニューを選択することや、家庭のエネルギー管理システム (HEMS) との連携によって家庭のエネルギー管理を効率的に行うことが可能になる。小売電気事業者を切り替える場合、スマートメーターの設置が必要になるが、メーター取替のための個別の費用負担は原則発生せず、小売電気事業者から連絡を受けた一般送配電事業者 (関西電力など) が取替を行う。

